

改 正 平成23年 4 月 1 日	平成24年 4 月 1 日
平成25年 4 月 1 日	平成25年 9 月 5 日
平成26年 4 月 1 日	平成28年 4 月 1 日

第 1 通則

八王子市障害児施設等整備費補助金については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等の交付の手續等に関する規則（昭和 3 5 年八王子市規則第 1 9 号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

第 2 目的

この要綱は、社会福祉法人、医療法人、一般社団法人、一般財団法人及び特定非営利活動促進法（平成 1 0 年法律第 7 号）に定める特定非営利活動法人（以下「法人」という。）が設置する障害児施設等の施設整備等に要する経費を、設置者等に対して、八王子市が補助するために必要な事項を定め、もって障害児等の福祉の向上を図ることを目的とする。

第 3 補助対象事業

この補助は、法人が八王子市の区域内に設置し、かつ、適正な運営を行っている事業所等であって、次の各号の一に該当するものを交付の対象とする。

- 1 東京都の定めた障害者通所施設等整備費補助要綱（以下「東京都単独補助要綱」という。）の 2（1）オの事業であって、同要綱の要件を満たすもの
- 2 東京都の定めた障害者（児）施設整備費補助要綱（以下「東京都国庫補助要綱」という。）の第 2 の 1（3）又は（4）の事業であって、同要綱の要件を満たすもの

第 4 補助対象経費

この補助金の対象経費は、第 3 に係る施設等の整備に必要な施設整備費及び設備整備費とただし、次の各号に掲げる費用は対象としない。

- (1) 当該年度の予算編成時においてあらかじめ市と協議を行っていない費用。ただし、市長が認める場合については、この限りでない。
- (2) 土地の買収又は整地に要する費用
- (3) 既存建物の買収（既存建物を買収することが建物を新築するより効率的であると認められる場合における当該建物の買収を除く。）に要する経費
- (4) その他整備費として適当と認められない費用

第 5 補助金の交付額

- 1 この補助金の交付額は、補助対象事業に要する経費の実支出額から寄付金その他の収入額（社会福祉法人等の場合は、寄付金収入額を除く）を控除した額と次の各号に定める補助基準額とを比較していずれか少ない方の額（以下「補助基本額」という。）に 1 / 8 を乗じて得た額の範囲内の額を交付額とする。ただし千円未満は切り捨てるものとする。
 - (1) 第 3 の 1 の事業の補助基準額は東京都単独補助要綱に定める補助基準額とする。
 - (2) 第 3 の 2 の事業の補助基準額は東京都国庫補助要綱に定める補助基準額とする。
- 2 補助金の限度額は、1 事業所あたり 3 , 0 0 0 千円とする。

第 6 補助金の交付申請

この補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書（第 1 号様式）に関係書類を添えて、別に定める期日までに市長あてに提出するものとする。

第 7 交付決定基準

この補助金の交付にあたっては、東京都単独補助要綱又は東京都国庫補助要綱に基づく補助金交付の決定がなされていることを条件とする。

第 8 補助金の交付決定等

市長は、補助金の交付申請のあった事業について、適当と認める場合は、別紙 1 の条件を付して補助金の交付を決定し、交付決定通知書（第 2 号様式）により通知する。

第 9 補助事業の完了時期

補助事業は、原則として補助金の交付に係る会計年度中に完了しなければならない。ただし、市長が認める場合については、この限りでない。

第 1 0 実績報告

補助事業者は、補助事業を完了したとき、補助事業が予定の期間内に完了しないまま補助金の交付の決定に係る会計年度が終了したとき、又は補助事業の廃止の承認を受けたときは、それらの事実があったときから速やかに、補助事業の実績を事業実績報告書（第 3 号様式）により市長に報告しなければならない。

第 1 1 補助金の額の確定

市長は、第 1 0 の実績報告の審査及び必要に応じて行う現地調査等により補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、交付額確定通知書（第 4 号様式）により、補助事業者に通知する。

第 1 2 補助金の請求

補助事業完了後に第 1 1 に定める補助金の額の確定があったときは、補助事業者は請求書（第 5 号様式）に次の書類を添付して請求すること。

- (1) 支払金口座振替依頼書
- (2) その他市長が必要と認める書類

附 則

この要綱は、平成22年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年 9 月 1 日から施行し、同年 4 月 1 日以降申請のあった施設整備に係る補助金について適用する。

附 則

この要綱は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

補 助 条 件

この補助金は、次に掲げる事項を条件として交付する。

1 事情変更による決定の取消し等

この補助金の交付決定後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、市長は、この決定の全部又は一部を取り消し、又はこの決定の内容若しくはこれに付した条件に変更することがある。ただし、補助事業のうちに既に経過した期間に係る部分については、この限りではない。

2 承認事項

補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

- (1) 補助事業に要する経費の配分を変更しようとするとき。
- (2) 補助事業の内容のうち、次の各号を変更しようとするとき。
(ア) 建物の規模及び構造（施設の機能を著しく変更しない程度の軽微な変更を除く。）
(イ) 建物等の用途
- (3) 補助事業を中止、又は廃止しようとするとき。
- (4) 借地契約又は建物の賃貸借契約を解除しようとするとき。

3 事故報告

補助事業者は、補助事業が予定の期間に完了しない場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合は、その理由及び遂行の見通し等を書面により市長に報告しなければならない。

4 状況報告

市長は、必要が生じたとき、補助事業の進捗状況について報告させることがある。

5 補助事業の遂行命令等

- (1) この要綱の規定による報告、地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第2項の規定による調査等により、補助事業が補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、市長は、これらに従って補助事業を遂行すべきことを命ずることがある。
- (2) (1)の命令に違反したときは、補助事業の一時停止を命ずることがある。

6 是正のための措置

- (1) 市長は、本則第11の調査の結果、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、これに適合させるための措置をとるべきことを命ずることがある。
- (2) 本則第10の実績報告は、前項の命令により必要な措置をした場合においてもこれを行わなければならない。

7 決定の取消し

- (1) 補助事業者が、次の各号のいずれかに該当したときは、市長は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことがある。
(ア) 偽りその他不正の手段により補助金を受けたとき。
(イ) 補助金を他の用途に使用したとき。
(ウ) 補助金の交付の決定内容又はこれに付した条件その他法令に基づく命令に違反したとき。
- (2) (1)の規定は本則第11により交付すべき補助金の額を確定した後においても適用する。

8 補助金の返還

- (1) 補助事業者は、補助金の決定を取り消された場合において、補助事業の当該取り消しに係わる部分に関し、既に補助金が交付されているときは、市長の指示するところにより、その額を返還しなければならない。
- (2) (1)の規定は本則第11により交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を越える補助金が交付されているときも同様とする。

9 違約加算金

補助事業者は、7により補助金の決定の全部又は一部を取り消され、その返還に命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、違約加算金として東京都単独補助要綱、又は東京都国庫補助要綱に規定された額を市に納付しなければならない。

10 延滞金

補助事業者は、補助金の返還を命ぜられた場合において、これを納期日までに納付しなかったと

きは、延滞金として東京都単独補助要綱、又は東京都国庫補助要綱に規定された額を市に納付しなければならない。

11 財産処分の制限等

- (1) 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及び従物並びに取得価格又は、効用の増加の価格10万円以上の機械器具等については、「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間」(平成13年7月12日厚労省告示第239号)に定める期間を経過するまで、市長の承認を受けないで、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。
- (2) 補助事業者は、賃借している建物について、補助金が交付された場合において、補助事業により取得したもの又は効用の増加した部分につき、有益費償還請求権、造作買取請求権その他の権利が生じたときは、その処理につき市長に協議するものとする。この場合において、当該権利を行使したことにより収入があったときは、収入の全部又は一部を本市に納入させることがある。

12 財産の管理義務

補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用をはからなければならない。

13 財産処分に伴う収入の納付

補助事業者は、市長の承認を受けて財産の処分をすることにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させることがある。

14 関係書類の整理保管

補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を事業完了後10年間保管しておかなければならない。

15 事業の監査

補助事業者は、市長若しくはその委任を受けた者又は監査委員の監査に応じなければならない。

平成 年 月 日

八王子市長 殿

申 請 者

所 在 地

代表者名

印

平成 年度八王子市障害児施設等整備費補助金の
交付申請について

標記について、次により補助金を交付されるよう関係書類を添えて、下記のとおり申請します。

記

- | | | | | |
|---|-------------------|---|-----------|---|
| 1 | 申 請 額 | 金 | _____ | 円 |
| 2 | 施設等整備費補助金申請額算出内訳書 | | 別紙 1 のとおり | |
| 3 | 事業計画書 | | 別紙 2 のとおり | |
| 4 | 収支予算書（見込書）抄本 | | 別紙 3 のとおり | |

暴力団でないことの宣誓

- ☐ 暴力団の利益となる利用を制限するため、私は暴力団でないことを宣誓し、次のことについて同意します。（☐にレチェック）

暴力団による利用であるかを確認する必要がある場合は、所轄の警察署へ照会することがあります。また、交付決定後に暴力団の利益となる利用であることが判明した場合は、交付を取り消し、給付（補助）金を返還するものとします。

（八王子市暴力団排除条例第 9 条）

第1号様式に基づく別紙1

施設等整備費補助金申請額算出内訳書

施設種別

施設の名称

区 分 (創設等の別)	総 事 業 費	対象経費の 実支出(予 定)額	寄付金その 他の収入額	差 引 額 (B-C)	都補助要綱に 定める補助基 準額	都補助金額	八王子市 補 助 金 基本額 (D>E → E) (D=<E → D) G	八 王 子 市 補助金額 (G × 1/8) (上限 3,000,000 円) H
	A	B	C	D	E	F	G	H
施設整備 ()	円	円	円	円	円	円	円	円
施設整備 ()								
設備整備								
合計								

1. B 欄には、総事業費のうち、補助対象となる事業費を計上すること。
2. C 欄は、社会福祉法人等の場合は、寄付金その他の収入額を記入する。
3. H 欄は八王子市補助率 1/8 の金額と 3,000,000 円とを比較して、低い方の金額を記入すること。
4. H 欄は 1,000 円未満切捨てる。

事業計画書

1	施設等の名称				
	所在地				
2	施設等の種別				
3	事業の目的及び効果				
4	事業主体及び 運営主体	運営主体	名称		
			所在地		
5	利用人数	現在	名	増加	名
6	施設等の規模 及び構造	敷地面積	m ²		敷地の 所有関係
		建物の 所有関係	自己所有	賃貸	整備種別
		建築面積	m ²		(改修部分)
		建物構造			(全体)
7	整備費内訳	施設整備	円		
		設備整備	円		
		合計	円		
		工事種別等内訳：別紙			
8	財源内訳	東京都補助金	円		
		八王子市補助金	円		
		設置者 負担金	自己財源	円	
			寄付金	円	
			その他収入	円	
			借入金	円	
			小計	円	
		合計	円		
10	施工計画	契約年月日	平成	年	月 日
		着工年月日	平成	年	月 日
		完成年月日	平成	年	月 日
		事業開始年月日	平成	年	月 日

11	その他（添付書類及び添付順序）
(1)	収入支出予算書（見込書）抄本（参考例１）
(2)	借入金償還計画表（参考例２）
(3)	各室面積表（参考例３） １
(4)	工事仕様書 ２
(5)	工事請負契約書（写し）及び工事費費目別内訳表 ３
(6)	設計監理契約書（写し） ４
(7)	建築確認通知書（写し） ５
(8)	配置図、各階平面図、立面図 ６
(9)	拡張、改築等の場合は既存建物に係る図面を添付すること。
(10)	備品等購入契約書（写し）又は見積書（写し）
(11)	備品カタログ等

１、４及び６ 設備整備については不要

２、３及び５ 設備整備については、取付工事を伴わない場合は不要

担当者連絡先		
担当者名		
連絡先	電話	
	FAX	
	メールアドレス	

第 1 号様式に基づく別紙 3

収入支出予算書（見込書）抄本

区分	項 目	金 額	備 考
収入			
	合 計		
支出			
	合 計		

この抄本が原本と相違ないことを証明します。

平成 年 月 日

法 人 名

代表者名

印

第 2 号様式

八福障収第 号
平成 年 月 日

様

八王子市長 石森 孝志 印

平成 年度八王子市障害児施設等整備費補助金
交付決定通知書

平成 年 月 日付で申請のありました、平成 年度八王子市障害児施設等整備費補助金について下記のとおり決定しましたので通知します。

記

交 付 決 定 額 金 円

補 助 の 条 件 別紙「補助条件」のとおり

平成 年 月 日

八王子市 殿

法人名
所在地
代表者名

印

平成 年度八王子市障害児施設等整備費補助金の
事業実績報告について

平成 年 月 日付 八福障収第 号で交付決定を受けた
平成 年度八王子市障害児施設等整備費補助金に係る事業実績について、
次の関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

- | | | |
|---|-----------------|-----------|
| 1 | 精 算 額 | 金 _____ 円 |
| 2 | 施設等整備費補助金精算額内訳書 | 別紙1のとおり |
| 3 | 実績報告書 | 別紙2のとおり |
| 4 | 決算書（見込書）抄本 | 別紙3のとおり |

施設等整備費補助金精算額内訳書

施設種別 _____ 施設の名称 _____

区分 (創設等の別)	総事業費	対象経費の実 支出(予定) 額	寄付金その 他の収入額	差 引 額 (B-C)	都補助要綱に 定める補助基 準額	都補助金額	八王子市 補 助 金 基本額 (D>E → E) (D=<E → D)	八 王 子 市 補助金決定額 (G × 1/8)	受領額
	A	B	C	D	E	F	G	H	I
施設整備 ()	円	円	円	円	円		円	円	円
施設整備 ()									
設備整備									
合計									

- 1 . B 欄には、総事業費のうち、補助対象となる事業費を計上すること。
- 2 . C 欄は社会福祉法人の場合は、寄付金その他の収入額を記入すること。
- 3 . H 欄は八王子市補助率 1/8 の金額を記入すること。
- 4 . H 欄は 1,000 円未満切捨てること。

事業実績報告書

1	施設等の名称								
	所在地								
2	施設等の種別								
3	事業主体及び 運営主体	運営主体	名称						
			所在地						
4	利用人数	現在	名	増加	名	計	名		
5	施設等の規模 及び構造	敷地面積		m ²	敷地の 所有関係	自己所有	借地	買収(予定)	
		建物の 所有関係	自己所有	賃貸	整備種別	創設	改築	改修	
		建築面積		m ²	延床面積	(改修部分)			m ²
		建物構造				(全体)			m ²
6	支出済事業費 総額	施設整備	円						
		設備整備	円						
		合計	円						
		工事種別等内訳：別紙							
7	施行期間	契約年月日	平成	年	月	日			
		着工年月日	平成	年	月	日			
		完成年月日	平成	年	月	日			
		事業開始年月日	平成	年	月	日			

8	その他（添付書類および添付順序）
(1)	収入支出決算書（見込書）抄本
(2)	借入金償還計画表
(3)	各室面積表 1
(4)	工事仕様書 2
(5)	工事請負契約書（写し）及び工事費費目別内訳表 3
(6)	設計監理契約書（写し） 4
(7)	工事完了報告書（設計管理者代表者の確認印が必要） 5
(8)	検査済証（建築基準法第7条第3項による）（写し） 6
(9)	建物平面図及び立面図
(10)	備品等購入契約書（写し）又は見積書（写し）
(11)	備品カタログ等
(12)	備品納品書
(13)	創設、改築、改修の場合は建物内外主要部分の写真 設備整備の場合は備品等の写真

1 , 4 及び 6 設備整備については不要

2 , 3 及び 5 設備整備については、取付工事を伴わない場合は不要

担当者連絡先		
担当者名		
連絡先	電話	
	FAX	
	メールアドレス	

第 3 号様式に基づく別紙 3

決算書（見込書）抄本

区分	項 目	金 額	備 考
収入			
	合 計		
支出			
	合 計		

この抄本が原本と相違ないことを証明します。

年 月 日

法 人 名
代表者名

印

第 4 号様式

八福障収第 号
平成 年 月 日

様

八王子市長 石森 孝志 印

平成 年度度八王子市障害児施設等整備費補助金
交付額確定通知書

平成 年 月 日付 八福障収第 号で交付決定しました平成 年度八王子市障害児施設等整備費補助金については、平成 年 月 日付で提出のあった事業実績報告書に基づき、交付額を下記のとおり確定します。

記

交付決定額	金	円
交付確定額	金	円

平成 年度八王子市障害児施設等整備費補助金請求書

平成 年 月 日

八王子市長 殿

請 求 者
所 在 地
代 表 者

印

〔施設名〕

下記金額を請求します。

請求金額	千	百	十	万	千	百	十	円
------	---	---	---	---	---	---	---	---